

公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算方法の整備に関する 条例議案の概要

議案の主な内容

○公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算方法を明確にするため、当該規定の整備を行う。

一部改正を行う条例の一覧

条例名	現行及び改正後の徴収方法	条例改正の内容
1 高知県漁港管理条例 2 高知県公共用財産管理条例 3 高知県河川流水占用料等徴収条例 4 高知県港湾施設管理条例 5 高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例 6 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例 7 高知県海岸管理条例	2月→1月	改正後の期間の計算方法は、 <u>民法第143条(暦による期間の計算)の規定による旨を明示</u> する。
1 高知県道路占用料徴収条例 2 高知県立都市公園条例	1月→1月	
1 こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 2 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例 3 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例	2月→2月	利用開始日の属する月から利用終了日の属する月までの期間について徴収する旨を明示する。

※民法第143条(暦による期間の計算方法)

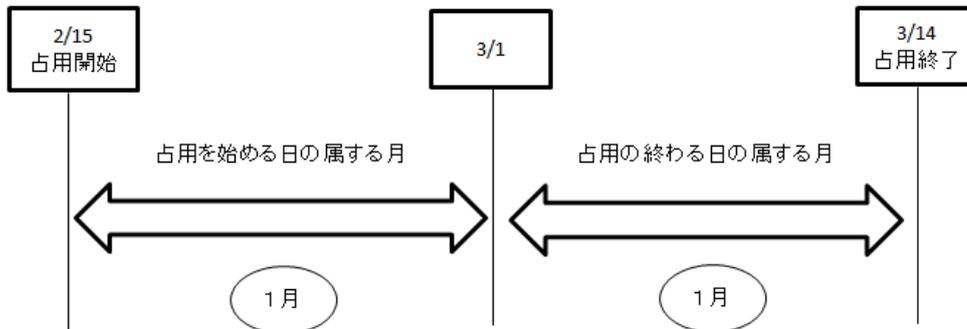
- 1 週、月又は年によって期間を定めるときは、その期間は、暦に従って計算する。
- 2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

暦による期間の計算

期間計算の例：占有期間が2月15日から3月14日までの場合
現行2月と計算 ⇒ 改正後1月と計算

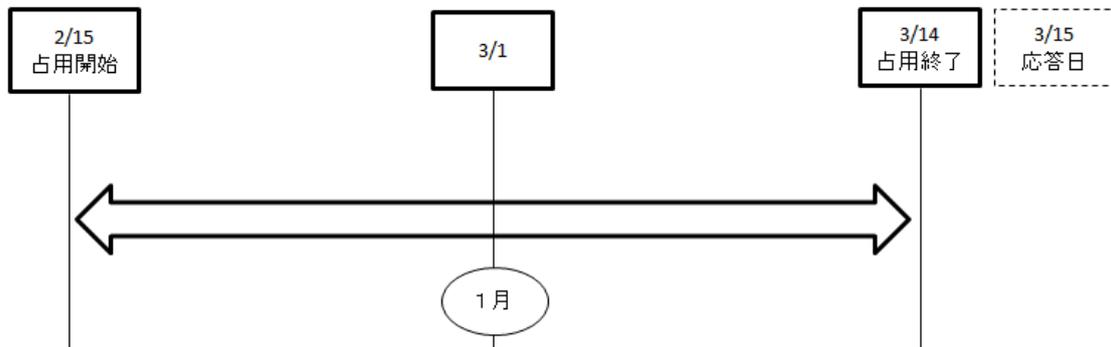
現 行

- ・占有を始める日の属する月から占有の終わる日の属する月までの月数を計算する運用を行っている。⇒ 占有期間2月



改正後

- ・民法第143条（暦による期間の計算）の規定により、起算日から翌月の応答日の前日までを1月として計算 ⇒ 占有期間1月



付 議 第 4 号

公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算に係る規定を整備するための関係条例の整備に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 25 年 3 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算に係る規定を整備するための関係条例の整備に関する条例議案

公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算に係る規定を整備するための関係条例の整備に関する条例議案を次のように定める。

平成25年 3 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算に係る規定を整備するための関係条例の整備に関する条例

(第 1 条～ 第10条 省略)

(高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 7 中「の利用」を「の利用（当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も 1 月とする。）」に、「この表」を「この表の規定」に改める。

(高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表備考 5 中「をいう」を「をいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も 1 月とする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 8 条の規定並びに附則第 3 項の規定は、平成25年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の高知県漁港管理条例、第 3 条の規定による改正後の高知県公共用財産管理条例、第 4 条の規定による改正後の高知県河川流水占用料等徴収条例、第 9 条の規定による改正後の高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例及

び第10条の規定による改正後の高知県海岸管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける者の当該許可に係る使用料等について適用し、同日前に許可を受けた者の当該許可に係る使用料等については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料等について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

- 3 第7条の規定による改正後の高知県港湾施設管理条例及び第8条の規定による改正後の高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例の規定は、平成25年5月1日以後に許可を受ける者の当該許可に係る占用料等について適用し、同日前に許可を受けた者の当該許可に係る占用料等については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料等について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算に係る規定を整備する
ための関係条例の整備に関する条例議案説明

この条例は、公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算方法を明確にするため、当該期間の計算に係る規定等の整備をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

別表第 2（第 9 条、第 12 条関係）

別表第 2（第 9 条、第 12 条関係）

1 略
表 略

1 本館
表 略

2 分館（弓道場）
表 略

2 分館（弓道場）
表 略

備考 1～6 略

備考 1～6 略

7 個人の学生の本館の試合場及び練習場並びに分館（弓道場）の 1 月単位の利用（当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も 1 月とする。）に係る利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、1 人 1 月につき 270 円を基準額とする。

7 個人の学生の本館の試合場及び練習場並びに分館（弓道場）の 1 月単位の利用に係る利用料金の額は、この表にかかわらず、1 人 1 月につき 270 円を基準額とする。

8 略

8 略

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（抜粋）

別表（第11条、第14条関係）

別表（第11条、第14条関係）

表 略

表 略

備考 1～4 略

備考 1～4 略

5 個人の射場の1月単位の利用（個人が1月単位で近的射場及び遠的射場を単独又は併用で利用することをいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。）に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき学生は900円、一般は1,800円とする。

5 個人の射場の1月単位の利用（個人が1月単位で近的射場及び遠的射場を単独又は併用で利用することをいう。）に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき学生は900円、一般は1,800円とする。